

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日であるときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(二件)(地方課)
- 字の区域の変更等(〃)
- 定期に行う種雄豚検査の実施(畜産課)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)
- 土地改良事業の認可(五件)(〃)
- 土地改良事業計画の変更の認可(〃)
- 土地改良法による換地処分(三件)(〃)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 都市計画法第六十六条による告示(二件)(都市計画課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)
- 臨時教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 教 委 告 示 理容師試験等の実施(衛生課)
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第三百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小野地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十二年十二月一日現在の地番による。)
小野字寺畑	小野字寺畑のうち四四九の一、四五〇、四五一、四五二の一、四五九、四六〇、四六六、四六七と一体をなす国有地の一部以外の区域
小野字長裕	小野字寺畑四四九の一、四五〇、四五一、四五二の一、四五九、四六〇、四六六、四六七と一体をなす国有地の一部 小野字長裕の全域 小野字谷田五九三の一部、五九四の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>小野字谷田</p>	<p>小野字谷田のうち五九三から五九五までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小野字荒神前五九八の一部、五九九、六〇〇の一部、六〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 小野字タカガナル七一三の一部、七一四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>小野字荒神前</p>	<p>小野字谷田五九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 小野字荒神前のうち五九八の一部、五九九、六〇〇の一部、六〇八の二の一部、六一六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小野字タカゼ六二二の一部、六二三、六二四、六二五の一部及びこれらと一体をなす国有地 小野字鱒ノ尾山六七一の一部、六八二の一部、六八三、六八四の一部及びこれらと一体をなす国有地 小野字タカガナル七一三の一部</p>
<p>小野字サガリ</p>	<p>小野字サガリのうち二〇九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>小野字ガンゾウ</p>	<p>小野字サガリ二〇九の一と一体をなす国有地の一部 小野字荒神前六一六の一部 小野字ガンゾウの全域 小野字タカゼ六二二の一部、六二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>小野字タカゼ</p>	<p>小野字タカゼのうち六二二から六二四まで、六二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 小野字鱒ノ尾山六六九の一部、六七〇、六七一の一部、六七二の一部及びこれらと一体をなす国有地 小野字ジンデガ峯九七六の一の一部</p>

<p>小野字ジンデガ峯</p>	<p>小野字ジンデガ峯のうち九七六の一の一部以外の区域</p>
<p>小野字鱒ノ尾山</p>	<p>小野字鱒ノ尾山のうち六六九の一部、六七〇、六七一の一部、六七二の一部、六八二の一部、六八三から六八五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>小野字タカガナル</p>	<p>小野字鱒ノ尾山六八二の一部、六八四の一部、六八五及びこれらと一体をなす国有地 小野字ゴコロ六八六から六八九まで、六九二の一部及びこれらと一体をなす国有地 小野字タカガナルのうち七一三の一部、七一四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>小野字ゴコロ</p>	<p>小野字ゴコロのうち六八六から六八九まで、六九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第三百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下榎（岩田）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>本郷字ヒジカキ 道上エ</p>	<p>本郷字ヒジカキ</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>
<p>本郷字ヒジカキ一三九七の一部 本郷字岩田ノ前一四二二の二の一部、一四二三の二の一部 及びこれらと一体をなす国有地並びに一四二二の二と一体 をなす国有地の一部 本郷字ヒジカキ道上エのうち一四〇〇の一部、一四一八の 一の一部、一四一八の三の一部、一四一八の四、一四一八 の五及び一四〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 本郷字カゲ畑一四三五の二、一四三六の二、一四三六の三 本郷字岩田一四七七と一体をなす国有地の一部 本郷字ヒジカキ谷一八八七の一部及びこれと一体をなす国 有地</p>	<p>本郷字ヒジカキノ前一三三三の三の一部及び一三三三の三 と一体をなす国有地の一部 本郷字ヒジカキのうち一三八六の二の一部、一三九五の二 の一部、一三九六の二の一部、一三九七の一部及びこれら と一体をなす国有地以外の区域 本郷字ヒジカキ谷一八八七の一部及びこれと一体をなす国 有地 本郷字ヒジカキ道上エ一四〇〇の一部及びこれと一体をな す国有地 本郷字門前ノ上ミ二二六九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>同上の区域（昭和六十二年十一月二十四日現在の地番によ る。） 本郷字ヒジカキノ前のうち一三三三の三の一部及び一三八 三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 本郷字ヒジカキ一三八六の二の一部、一三九五の二の一部 一三九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 本郷字岩田ノ前一四二三の二の一部、一四二三の二の一部 一四二四の二の一部、一四二五の二の一部及びこれらと一 体をなす国有地</p>

<p>鳥取県告示第三百四十五号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定 に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の 届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九 十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に よる黒坂（下町）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を 生ずる。</p>	<p>本郷字門前の上 ミ</p> <p>本郷字門前ノ上ミのうち二二六九と一体をなす国有地の一 部以外の区域</p>	<p>本郷字ヒジカキ 谷</p> <p>本郷字ヒジカキ谷のうち一八八七及びこれと一体をなす国 有地以外の区域</p>	<p>本郷字カゲ畑</p> <p>本郷字カゲ畑のうち一四三五の二、一四三六の二、一四三 六の三以外の区域</p>	<p>本郷字岩田ノ前</p> <p>本郷字ヒジカキ道上エ一四一八の二の一部、一四一八の三 の一部、一四一八の四、一四一八の五 本郷字岩田ノ前のうち一四二二の二の一部、一四二三の一 の一部、一四二三の二の一部、一四二四の二の一部、一四 二五の二の一部及び一四二二の二、一四二三の二と一体を なす国有地の一部以外の区域</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十一年十月二十八日現在の地番による）
黒坂字大菊通シ	黒坂字菊通シ四五四の六、四五四の七と一体をなす国有地の一部 黒坂字大菊通シの全域 黒坂字大菊通シ上エ四六七と一体をなす国有地の一部
黒坂字大菊通シ 上エ	黒坂字大菊通シ上エのうち四六七と一体をなす国有地の一部以外の区域
黒坂字菊通シ	黒坂字杉ヶ谷四四二の二の一部、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四四と一体をなす国有地 黒坂字菊通シのうち四五四の六、四五四の七と一体をなす国有地の一部以外の区域
黒坂字杉ヶ谷	黒坂字杉ヶ谷のうち四四二の二の一部、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四四と一体をなす国有地以外の区域
黒坂字一本木	黒坂字一本木のうち六八九、六九〇、六九二、六九三と一体をなす国有地の一部以外の区域
黒坂字一本木ノ 上ミ	黒坂字一本木ノ上ミのうち六九四、七〇五の二並びに六九四と一体をなす国有地以外の区域
黒坂字下モ荒神 廻り	黒坂字下モ荒神廻りのうち七三六、七三七と一体をなす国有地
黒坂字天神廻り 下モ	有地以外の区域
黒坂字天神廻り	黒坂字天神廻り下モのうち七七〇、七七四から七七七までと一体をなす国有地の一部以外の区域
黒坂字天神廻り	黒坂字天神廻りのうち七八七と一体をなす国有地の一部以外の区域
黒坂字上ミ荒神 廻り	黒坂字上ミ荒神廻りのうち七九五、七九六と一体をなす国有地の一部以外の区域
黒坂字御墓道下 タ	黒坂字御墓道下タのうち一〇二八、一〇三〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
黒坂字堂屋敷井 手下タ	黒坂字天神廻り七八七と一体をなす国有地の一部 黒坂字上ミ荒神廻り七九五、七九六と一体をなす国有地の一部 黒坂字御墓道下タ一〇二八、一〇三〇と一体をなす国有地の一部 黒坂字堂屋敷井手下タの全域
黒坂字天神ノ前 井手下タ	黒坂字天神ノ前井手下タ一〇四三の一部、一〇四四の一部、一〇四五から一〇四七まで、一〇四八の一部、一〇四九の一部及びこれらと一体をなす国有地 黒坂字藤ヶ森一〇九四の二の一部、一〇九六の二の一部、一〇九七の一部及びこれらと一体をなす国有地 黒坂字光徳寺ノ上エ一一四三の二の一部及びこれと一体をなす国有地
黒坂字天神ノ前井手下タ一〇四一の二、一〇四一の三の一部、一〇四二、一〇五一の一部及びこれらと一体をなす国有地	

黒坂字藤ヶ森

黒坂字下モ荒神廻り七三七と一体をなす国有地の一部
黒坂字天神廻り下モ七七〇、七七四から七七七までと一体をなす国有地の一部

黒坂字天神ノ前井手下タ一〇四一の三の一部、一〇四三の一部、一〇四四の一部、一〇四八の一部、一〇四九の一部、一〇五〇、一〇五一の一部、一〇五二から一〇六二まで及びこれらと一体をなす国有地

黒坂字荒神ノ前井手下タ一〇六三の二の一部及びこれと一体をなす国有地

黒坂字下モ藤ヶ森一〇八七の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇八四の二と一体をなす国有地の一部

黒坂字藤ヶ森のうち一〇八八の四の一部、一〇八九の二の一部、一〇八九の二の一部、一〇九四の二の一部、一〇九四の二の一部、一〇九六の二の一部、一〇九六の二、一〇九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

黒坂字光徳寺ノ上エ一四三の二の一部、一一四四の二、一一四七の二から一一四七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地

黒坂字下モ藤ヶ森下タ一一四八の二の一部及びこれと一体をなす国有地

黒坂字一本木六八九、六九〇、六九二、六九三と一体をなす国有地の一部

黒坂字下モ藤ヶ森

黒坂字一本木ノ上ミ六九四、七〇五の二及び六九四と一体をなす国有地

黒坂字下モ荒神廻り七三六、七三七と一体をなす国有地の一部

黒坂字荒神ノ前井手下タのうち一〇六三の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

黒坂字越木戸一〇七〇の二、一〇七一、一〇八一の二及びこれらと一体をなす国有地

黒坂字下モ藤ヶ森のうち一〇八七の二の一部及びこれと一体をなす国有地

体をなす国有地並びに一〇八四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

黒坂字藤ヶ森一〇八八の四の一部、一〇八九の二の一部、一〇八九の二の一部

黒坂字下モ藤ヶ森下タ一一四八の二の一部、一一四八の二の一部、一一四九の一部及びこれらと一体をなす国有地

黒坂字越木戸のうち一〇七〇の二、一〇七二、一〇八一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

黒坂字泉龍寺ノ上ミ

黒坂字下モ藤ヶ森下タ一一四八の二の一部、一一四九の二の一部、一一五〇及びこれらと一体をなす国有地

黒坂字泉龍寺ノ上ミのうち一一五二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

黒坂字光徳寺ノ上エのうち一一四三の二、一一四四の二、一一四七の二から一一四七の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

黒坂字下モ藤ヶ森下タ一一四八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一四八の二と一体をなす国有地の一部

黒坂字泉龍寺ノ上ミ一一五二の一部及びこれと一体をなす国有地

廃止する字の名

黒坂字荒神ノ前井手下タ、黒坂字下モ藤ヶ森下タ

鳥取県告示第三百四十六号

鳥取県種雄隊検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第三条

第二項本文の規定に基づき、定期に行う種雄豚検査を実施するので、鳥取県種雄豚検査条例施行規則（昭和五十九年十月鳥取県規則第七十号）第二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査期日	検査場所
昭和六十三年四月十九日 昭和六十三年四月二十日 昭和六十三年四月二十一日	倉吉市又は東伯郡で雄豚を飼養する者の畜舎 鳥取市、岩美郡、八頭郡又は気高郡で雄豚を飼養する者の畜舎 米子市、境港市、西伯郡又は日野郡で雄豚を飼養する者の畜舎

鳥取県告示第三百四十七号

倉吉市桜三九六山根栄光ほか二十人の者が共同（桜後口山共同施行）して行う土地改良事業に係る桜後口山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年三月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、福部村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業細川（前田）地区区画整理）を昭和六十三年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業下蚊屋地区農道整備）を昭和六十三年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）田井地区農道整備）を昭和六十三年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、関金町が行う土地改良

事業（地域農業拠点整備事業野添地区農用地造成）を昭和六十三年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業網見地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十三年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業野添地区農道整備）を昭和六十三年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業に係る小野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る黒坂（下町）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る下榎（岩田）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十八条の二第四項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八十八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
福部加入区	漁業災害補償法第一百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第三百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

津ノ井地区農業集落排水事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市桂木字西ヶ岡地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第三百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・四・六号 米子港両三柳線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・五・三号 美保航空線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年四月二十三日から昭和六十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和四十四年建設省告示第千五百九十六号、昭和四十八年鳥取県告示第百六十号、昭和五十年鳥取県告示第百八号、昭和五十年鳥取県告示第百九十一号、昭和五十一年鳥取県告示第百八十一号、昭和五十二年鳥取県告示第百八十六号、昭和五十三年鳥取県告示第百五十二号、昭和五十四年鳥取県告示第百三十二号及び昭和六十一年鳥取県告示第百五十二号の事業地に米子市祇園町一丁目、祇園町二丁目、愛宕町、大谷町、道笑町三丁目、目久美町、昭和町、陰田町、祇園町二丁目から陰田町までの公有水面、旗ヶ崎字拾壹牧谷、字柿ノ木谷及び字旗ヶ崎ノ壹、皆生字下屋敷、字長谷、字南林ノ上、字北林ノ上、字西林ノ上、字南離池、字北離池、字東離池、字河原、字砂池西、字沖大境、字北大境及び字南大境、上福原字北浜開、字大北浜ノ壹、字西元屋敷、字下場屋敷通、字下場、字南屋敷、字北浜屋敷、字中屋敷、字西屋敷、字西屋敷添、字上大境、字中大境、字北浜山中、字小北浜添及び字屋敷通並びに東福原字沖林（二）、字沖林（五）、字沖林（八）、字沖林ノ拾壹、字北原（七）及び字北原（八）を加え、米子市弥生町、末広町、大工町、東町、道笑町二丁目、糺町一丁目、久米町、博労町三丁目、博労町四丁目、西福原字米川向新町道西、旗ヶ崎字荒神屋敷下夕、字四軒茶屋、字柿ノ木谷灘、字四軒屋灘、字柿ノ木谷道下夕、字旗ヶ崎ノ式及び字野波開、皆生字東林ノ上、字丸池、字西大池、字小砂池、字北砂池及び字御建、上福原字北浜新田ノ壹、字北浜新田及び字北浜沖開並びに東福原字沖林（一）、字沖林（六）、字沖林（七）及び字沖林ノ拾壹地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 変更なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年三月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 肇 郎

- 一 日時 昭和六十三年三月二十八日(月)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

公 告

理容師法(昭和22年法律第284号)第3条第3項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第3項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和63年 3月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和63年 5月13日(金)午前10時から
場所 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室

(2) 実地試験

日時 昭和63年 7月25日(月)午前 9時から
場所 鳥取市南吉方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

(1) 学科試験

厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した者

(2) 実地試験

学科試験に合格した者であつて、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した後1年以上(実日数280日以上)の実地習練を経たもの

3 受験手続

(1) 願書の提出期間

学科試験
昭和63年 4月 4日(月)から同月18日(月)まで(郵送による場合は、昭和63年 4月18日(月)までの消印のあるものは、有効とする。)

イ 実地試験

昭和63年 6月 6日(月)から同月20日(月)まで(郵送による場合は、昭和63年 6月20日(月)までの消印のあるものは、有効とする。)

る。)

(2) 願書の提出先

- ア 県内居住者 住所地在管轄する保健所
- イ 県外居住者 〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 提出書類

ア 学科試験

- (ア) 学科試験受験願書 (所定の様式によること。)
- (イ) 履歴書
- (ウ) 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (エ) 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものである。)

イ 実地試験

- (ア) 実地試験受験願書 (所定の様式によること。)
- (イ) 履歴書
- (ウ) 学科試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (エ) 所要の実地習練を終了したことを証する書類
- (オ) 写真 (出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものである。)
- (カ) アの(ウ)又はイの(ウ)若しくは(エ)に掲げる書類に記載されている氏名又は本籍を変更した場合にあつては、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

(4) 提出部数

提出書類は、正副二部とすること。

4 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料

- ア 学科試験 4,000円
- イ 実地試験 4,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。

この場合、消印しないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

5 その他

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験当日には、受験通知書に記載する器具等を試験場に持参するほか、理容師試験の実地試験にあつては、モデル (調髪後2週間以上経過した角刈でない者とする。) を同伴し、美容師試験の実地試験にあつては、モデル用ウィッグを持参すること。
- (3) 試験について不明な点がある場合は、住所地在管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課 (電話0857-26-7186) に照会すること。

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和63年 3月25日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

1 講習の種別

- (1) 初心者講習
 法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和63年 4月14日 午前10時30分から 午後 4時00分まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁議会議棟1階第18会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
	昭和63年 4月27日 午後 1時30分から 午後 4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟1階第18会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
	昭和63年 5月10日 午後 1時30分から 午後 4時00分まで	米子市稚町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和63年 5月17日 午後 1時30分から 午後 4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者

- (1) 初心者講習
 鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの
- (2) 経験者講習
 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長

を經由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）